

○県外の公安委員会に更新申請書を提出した者の運転免許証の受領等に関する協定について(通達)

(平成 14 年 5 月 29 日徳免甲第 155 号)

各部課長

各警察署長

道路交通法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 51 号)が、平成 14 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、社団法人徳島県交通安全協会(以下「安全協会」という。)との間で、別添のとおり県外の公安委員会に更新申請書を提出した者の運転免許証の受領等に関する協定(以下「協定」という。)を締結して、前同日から実施することとした。

協定の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 101 条の 2 の 2 に規定する更新の申請の特例により、優良運転者は、県外の公安委員会に更新申請書を提出して免許証の更新を行うこと(以下「経由申請による更新」という。)が可能となった。そこで、経由申請による更新を行った者(以下「経由申請者」という。)の便宜を図るため、安全協会が経由申請者の代理人として免許証を受け取ること(以下「代理受領」という。)、経由申請者に当該免許証を郵送すること等を制度として保障することとし、安全協会と協定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 代理受領権限の確認・関係書類の受理

運転免許課長は、安全協会から代理受領の申請があったときは、経由申請者が安全協会に代理受領権限を与えているか、委任状等の関係書類を確認の上、関係書類を受理すること。ただし、次のいずれかに該当するときは代理受領の申請を受理せず、協定上受理できない旨を安全協会に説明すること。

ア 経由申請者が、免許の取消し又は停止の基準に該当することとなったものの、処分書の交付を受けていないことにより、処分が執行されていないとき。

イ 経由申請者が、臨時適性検査の通知を受けたにもかかわらず、通知された期日・場所に出頭しないとき。

ウ 経由申請者が、更新免許証の交付を受ける時点で免許の効力が停止されているとき。

エ 経由申請者が、適性検査の再検査通知を受けたにもかかわらず、通知された期日・場所に出頭しないとき。

オ その他更新免許証を交付することが支障あると認めたとき。

(2) 免許証の交付

運転免許課長は、(1)により代理受領の申請を受理したときは、経由免許証交付簿(別記様式)に所要事項を記載の上、安全協会に対し代理受領の申請に係る運転免許証を交付すること。

(3) 旧免許証の返還に係る措置

経由申請者に係る旧免許証の返納の有無について、経由免許証交付簿にその旨を記載し、その措置を明らかにしておくこと。